



埼玉県報

第73号
令和2年(2020年)
1月21日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 児玉土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 桶川市加納原土地地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）
- 和光市白子三丁目中央土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- IC運転免許証作成用消耗品の購入に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 県道児玉新町線の供用の開始（本庄県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキネビル

埼玉県草加市清門四百一番一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

小売業者の変更により新たに開設される店舗につきましては、近隣の商店会（新田西口商店会）への加入をご検討いただくほか、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合等への加入及び実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。

また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。

二 縦覧期間

令和二年一月二十一日から令和二年二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
児玉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があった。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	岩上高男	埼玉県本庄市児玉町吉田林九百六番地一
同	眞尾春信	同 児玉町蛭川百九十七番地
同	鈴木明正	同 児玉町下真下六百九十番地二十二
同	新井弘	同 児玉町上真下三百八十三番地一
同	荒井信	同 東富田二百九十一番地一
同	久保田包房	同 児玉町蛭川百二十二番地
同	坂爪裕	同 百五十三番地
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	新井伸幸	同 三百七十五番地一
同	関根邦雄	同 児玉町下真下百六十番地
同	中島清	同 児玉町吉田林四百五十八番地
同	山本博	同 児玉町入浅見九百十五番地三
同	久保隆信	同 児玉町下浅見六百八十九番地一
同	澤本保治	同 二百八十五番地
同	井田立明	同 児玉町高関七十番地一
同	高橋幸雄	同 今井千百八十八番地一
同	植竹宏文	同 四方田百七十九番地
同	笠原政尚	同 西富田四百八十三番地
同	小林進	同 児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三
監事	高橋正弘	同 本庄市児玉町蛭川百十番地一
同	林秀信	同 児玉町上真下三百三十四番地五
同	齊藤勇	同 児玉町下浅見四百四十八番地三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小柏儀一	埼玉県本庄市児玉町秋山千四百五十六番地一

理事	山下	武治	埼玉県本庄市児玉町吉田林四百七十二番地四
同	眞尾	春信	同 児玉町蛭川百九十七番地
同	久保田	包房	同 百二十二番地
同	林	秀信	同 児玉町上真下三百三十四番地五
同	新井	富夫	同 同 四百四十二番地
同	新井	弘	同 同 三百八十三番地一
同	田島	精一	同 児玉町下真下六百九十番地十一
同	黒沢	豊	同 同 八十六番地
同	岩上	高男	同 児玉町吉田林九百六番地一
同	竹澤	辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	坂田	守司	同 児玉町下浅見六百八十七番地一
同	蓮	文夫	同 同 四百七十番地
同	高橋	幸雄	同 今井千百八十八番地一
同	植竹	宏文	同 四方田百七十九番地
同	荒井	信	同 東富田二百九十一番地一
同	笠原	政尚	同 西富田四百八十三番地
同	小林	進	同 児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三
監事	高橋	正弘	同 本庄市児玉町蛭川百十番地一
同	田島	威博	同 児玉町上真下百五十三番地
同	齊藤	廣	同 児玉町下浅見三百二十八番地二

告 示

埼玉県告示第五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により
桶川市加納原土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公
告する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
和光市白子三丁目中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があ
ったので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

（退任した理事の氏名及び住所）

清水 稔	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十一号
小寺 鯛一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
榎本 俊夫	埼玉県和光市白子三丁目十一番六十二号
柳 下 豊	埼玉県和光市下新倉五丁目二番二十号
新坂 弘	埼玉県和光市白子三丁目二十八番一号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
小宮 脩二郎	埼玉県和光市白子三丁目十一番四十八号

（就任した理事の氏名及び住所）

清水 稔	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十一号
小寺 鯛一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
榎本 俊夫	埼玉県和光市白子三丁目十番二号
新坂 弘	埼玉県和光市白子三丁目二十八番一号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
小宮 脩二郎	埼玉県和光市白子三丁目十番九十号
榎本 徹	埼玉県和光市白子三丁目二十一番一号

告 示

埼玉県告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品の購入（単価契約） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年11月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額（税抜き）
I C 免許作成用カード基体 優良用	300枚×3	422,000円
I C 免許作成用カード基体 一般用	300枚×3	422,000円
I C 免許作成用カード基体 新規用	300枚×3	422,000円
運転経歴証明書用カード基体	300枚×1	135,500円
インクリボン	2,000枚用×1	117,000円

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

<p>児玉新町線</p>	<p>路線名</p>
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字宮本一三五四番一地先から同郡同町大字勅使河原字久保一五二〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年一月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十月六日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一九・二〇メートル</p>	<p>備考</p>